

名張市専用水道等事務取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 専用水道（第3条 - 第13条）

第3章 簡易専用水道（第14条・第15条）

第4章 小規模水道（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令並びに三重県小規模水道条例（昭和41年三重県条例第40号。以下「三重県条例」という。）及び三重県小規模水道条例施行規則（昭和41年三重県規則第47号。以下「三重県規則」という。）に定めるもののほか、専用水道、簡易専用水道及び小規模水道に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の例は、法及び三重県条例において使用する用語の例による。

第2章 専用水道

（確認の申請）

第3条 法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 専用水道の設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項の規定による届出を記載事項変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第33条第5項の規定による適合することの確認の通知を適合確認通知書（様式第3号）により、同項の規定による適合しないことを認めた旨又は適合するかしないか判断することができない旨の通知を不適合（確認不能）通知書（様式第4号）により行うものとする。

（給水開始前の届出）

第4条 専用水道の設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出を給水開始届出書（様式第5号）により行うものとする。

（水道技術管理者）

第5条 専用水道の設置者は、水道技術管理者を置き、又は変更するときは、水道（受託水道業務）技術管理者設置（変更）報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。

（業務の委託）

第6条 専用水道の設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出を業務委託届出書（様式第7号）により行うものとする。

2 水道管理業務受託者は、受託水道業務技術管理者を置き、又は変更するときは、水道（受託水道業務）技術管理者設置（変更）報告書（様式第6号）により、当該水道管理業務受託者に業務の委託をした専用水道の設置者を經由して市長に報告するものとする。

（水質検査）

第7条 専用水道の設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により行った水質検査（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第1項第1号イに掲げる検査を除く。）の結果が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）で定める基準に適合しないときは、直ちにその原因を調査するとともに必要な対策を講じ、当該結果を水質調査報告書（様式第8号）により市長に報告するものとする。

（健康診断）

第8条 専用水道の設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第21条第1項の規定により行った健康診断の結果に異常があったときは、直ちに必要な対策を講じ、当該結果を健康診断報告書（様式第9号）により市長に報告するものとする。

（給水の緊急停止の通報）

第9条 専用水道の設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定による給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に通報するとともに、その内容について速やかに水道事故報告書（様式第10号）により市長に報告するものとする。

（断減水等の通報）

第10条 専用水道の設置者は、渇水、風水害、震災等により、水道の断減水等が生じたときは直ちに市長に通報するとともに、その内容について速やかに水道断減水等状況報告書（様式第11号）により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による通報を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。

（施設使用の報告）

第11条 水道施設を設置している者は、当該水道が供給内容等の変更により専用水道に該当するに至ったときは、専用水道（小規模水道）施設使用報告書（様式第12号）により市長に報告するものとする。

（承継の報告）

第12条 専用水道を承継したものは、専用水道（簡易専用水道、小規模水道）承継報告書（様式第13号）により市長に報告するものとする。

(廃止の報告)

第 1 3 条 専用水道の設置者は、当該専用水道を廃止したときは、専用水道 (簡易専用水道) 廃止報告書 (様式第 1 4 号) により市長に報告するものとする。

第 3 章 簡易専用水道

(設置又は変更の報告)

第 1 4 条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の設置の際に、簡易専用水道設置報告書 (様式第 1 5 号) により市長に報告するものとする。

2 簡易専用水道の設置者は、前項の簡易専用水道設置報告書の記載事項に変更が生じたときは、簡易専用水道変更報告書 (様式第 1 6 号) により市長に報告するものとする。

(準用)

第 1 5 条 第 1 2 条及び第 1 3 条の規定は、簡易専用水道について準用する。

第 4 章 小規模水道

(準用)

第 1 6 条 第 2 章 (第 6 条を除く。) の規定は、小規模水道について準用する。この場合において、第 3 条第 1 項中「法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた法第 3 3 条第 1 項」とあるのは「三重県条例第 6 条第 1 項」と、「様式第 1 号」とあるのは「三重県規則様式第 1 号」と、第 3 条第 2 項中「法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた法第 3 3 条第 3 項」とあるのは「三重県規則第 4 条」と、「記載事項変更届出書 (様式第 2 号) 」とあるのは「三重県規則様式第 2 号」と、第 3 条第 3 項中「法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた法第 3 3 条第 5 項」とあるのは「三重県条例第 6 条第 2 項」と、第 4 条中「法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた法第 3 4 条第 1 項の規定において準用する法第 1 3 条第 1 項」とあるのは「三重県規則第 6 条第 1 項」と、「給水開始届出書 (様式第 5 号) 」とあるのは「三重県規則様式第 4 号」と、第 5 条中「水道 (受託水道業務) 技術管理者設置 (変更) 報告書 (様式第 6 号) 」とあるのは「三重県規則様式第 5 号」と、第 7 条中「法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた法第 3 4 条第 1 項において準用する法第 2 0 条第 1 項」とあるのは「三重県条例第 1 0 条第 1 項」と、「水道法施行規則 (昭和 3 2 年厚生省令第 4 5 号) 第 1 5 条第 1 項第 1 号イ」とあるのは「三重県規則第 8 条第 1 項第 1 号」と、第 8 条中「法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた法第 3 4 条第 1 項において準用する法第 2 1 条第 1 項」とあるのは「三重県条例第 1 1 条第 1 項」と、第 9 条中「法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた法第 3 4 条第 1 項において準用する法第 2 3 条第 1 項」とあるのは「三重県条例第 1 3 条第 1 項」と、第 1 3 条中「廃止したとき」とあるのは「廃止又は休止したとき」と、「専用水道 (簡易専用水道) 廃止報告書 (様式第 1 4 号) 」とあるのは「三重県規則様式第 3 号」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。